

陳 情 回 答 書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

総務課

憲法が保障する生存権等を遵守し、男女平等と女性の地位向上の施策を推進する。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

総務課

住民の立場に立ち、住民が安心して暮らし続けられるように地域の特性を生かしたサービス及び制度を作り上げていくことが重要と認識している。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

収納課

納税については、納期限内に全額を一括納付が原則で、大多数の方が期限内納付をしている。

しかしながら、納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、一日も早い完納を目指して相談に応じ、分納などで対応をしている。

愛知県西尾張県税事務所管内の9市町村については、現在すべての市町村が「愛知県西尾張地方税滞納整理機構」に職員を派遣し参加しており、当町としても引続き参加の予定である。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っております。電話及び窓口において保護の相談があれば、速やかに県福祉事務所に通報し、適切に対応しております。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っております。就労指導についても県福祉事務所が職業安定所と連携をとりながら行っております。また、県福祉事務所の決定によりますが、就労に必要な場合は一部自家用車の所有を認めるなど、適切に対応しております。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

民生課

現在のところ、本町独自の措置は考えておりません。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

民生課

現在では、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導を行っております。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

民生課

現在のところ、町の生活保護担当職員として、警察官OBの配置は予定されておりません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

民生課

地域の実情にあった行政サービスの充実に努める必要があると考えております。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

民生課

第5期(平成24～26年度)の保険料は、所得段階を10段階へ細分化しており、所得に応じた負担区分とし、低所得者への負担軽減を行っています。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

民生課

現在、特別養護老人ホームの建設が進められています。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

民生課

地域包括支援センターを1カ所設置(日常生活圏域:1つ)しており、大治町社会福祉協議会に委託しております。

委託費につきましては、正当かつ適正な額を以って契約しております。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

民生課

財政的な支援は考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

民生課

毎年6月に民生委員の協力を得て、65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態を調査し、見守りを必要とする方の把握を行っております。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

民生課

総合福祉センター発の福祉巡回バスが町内をA・Bの2つのコースに分かれて回り、月曜日から金曜日(平日のみ)まで1日4回運行しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

民生課

寝たきりや認知症を予防するために、介護予防事業の充実に努めています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

民生課

公営住宅の整備については考えておりません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

民生課

配食サービスは、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に毎週1回、安否確認を兼ねて実施しております。

また、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、高齢者の方が交流できる場として実施している「ふれあい交流会」に会食を取り入れております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていないので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

民生課

自主申請により認定書の交付を行っておりますので、個別に送付することは考えておりません。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

子ども医療については、平成24年4月に拡大を行ったが、その他については、現行の制度で行っていく考えです。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

平成24年4月から通院に伴う医療費中学校卒業までに拡大を行ったが、それ以上の拡大は現在考えておりません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

財源の問題もあり考えておりません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

保険医療課

後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にする考えはありません。

後期高齢者福祉給付金は、平成20年8月以降も75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としています。また、精神障害者3級保持者にも同様に実施しています。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

保険医療課

該当者に申請をしていただく旨の通知を毎月送付しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

保険医療課

広域連合において取り扱いを決めています。それにより運用しています。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

保健センター

妊婦(産前)健診は14回分、厚生労働省の素案と日本産婦人科学会、日本産婦人科医会のガイドラインに沿って、補助している。

産後健診については、実施する予定はありません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

学校教育課

現在、生活保護基準の1.2倍未満の世帯が対象。1.4倍以下の世帯とするかどうかは、未定。

申請の受付については、原則、在籍の学校へ提出だが、学校教育課でも受付している。

申請手続きに民生委員の証明は不要。

年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配布し、広報にも案内を掲載している。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

学校教育課

学校給食法によって施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者負担と定められている。

町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金が出されている。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

学校教育課

国の安全基準を満たした食材を利用するなど安全に配慮している。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

総務課

福祉避難所の指定とその充実を図っていく。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

民生課

保健センター、学校、保育所などの関係機関との連携を深め、早期発見に努めています。

児童虐待を未然に防ぐため、子育てに対する悩みを気軽できるよう家庭相談員などの専門職の配置を検討していきます。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

保険医療課

国保制度の都道府県単位化については、判断できません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険医療課

保険税の性質上、給付と負担のバランスを考慮し、保険事業の安定化を図るため、必要に応じて税率の改正を行っています。

一般会計からの繰り入れは毎年実施しており、町財政の許す限りの繰り入れをしています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

保険医療課

財源の問題もあり考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

保険医療課

財源の問題もあり考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

保険医療課

平成20年度に減免規定の見直しを実施したが財政面からもこのような要件は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

保険医療課

今まで資格証明書を発行したことはありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

保険医療課

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

保険医療課

税負担の公平を図るために行っているもので、あくまでも滞納がなくなるまで短期の保険証を交付しています。有効期限は6か月です。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

保険医療課

短期保険証を交付する際に面談を行うので、当然、生活実態の把握に努めています。それで減免規定の適用ができれば減免を行います。また、当町では「弁護士による多重債務相談」を実施しているので、該当する希望者には周知をしています。

差し押さえ等については、分納などに応じない悪質滞納者に対して行っていく方針です。国保への加入については、広報、HPなどで周知しており、転入時にも住民課で国保への加入の有無を聞いています。無保険者の調査を実施することは考えていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

保険医療課

平成20年度に要綱を規定し、平成22年度に改正を行いました。

(国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱)

基準生活費の115%以下の世帯	一部負担金 免除
基準生活費の115%を超え130%以下の世帯	一部負担金 1/2 免除
基準生活費の130%を超え140%以下の世帯	一部負担金 徴収猶予

としています。

制度の周知については、広報(H25.3月号)、HPで行っています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

民生課

障害福祉サービス・自立支援医療・補装具は、国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

なお、地域生活支援事業については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の低所得世帯の利用料を無料としています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

民生課

支給量決定の際には、必要時間数の聞き取りなどを行っており、必要な時間数が支給されていると考えております。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

民生課

原則通学・通所・通勤については、認めておりませんが、短期あるいは、緊急などの必要不可欠な場合については、柔軟に対応しております。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるように介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

総務課

避難所のバリアフリー化については、段差解消のため簡易スロープの設置や、手すりが未設置の場合には車椅子で対応する。また、車椅子の方も使用可能な組立て式簡易トイレを配備している。

福祉避難所の指定とその充実を図っていく。

- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

民生課

昨年から災害時要援護者支援が始まり、町民に対して広報・通知文書などを利用し呼びかけを行っております。また、民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者の方への個別案内も行っています。災害時要援護者名簿登録申請書兼災害時要援護者台帳に基づき台帳を整備し、関係支援団体に情報提供していく予定であります。

また、福祉圏域間及び県との共有については、今後検討していく予定である。

8. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

保険医療課

特定健診については、年度末 70 歳以上の方が無料ですが、その他の方の無料化は考えていません。対象者への個別通知は行っています。

保健センター

特定健診(生活保護世帯の方)は無料で実施しております。

歯周疾患検診(集団)は無料で実施しております。

歯周疾患検診(医療機関)は節目年齢(40歳・50歳・60歳の方)は無料で実施しております。

乳がん・子宮がん・大腸がん検診は、節目年齢(乳:40歳・45歳・50歳・55歳・60歳、子宮:20歳・25歳・30歳・35歳・40歳、大腸:40歳・45歳・50歳・55歳・60歳)の方は無料で実施しております。

がん検診・歯周疾患検診は、国・県の補助金がないこと、検診委託料の財政的な負担が大きいことがあり、無料での実施は難しい。また、がん検診・歯周疾患検診を受けることにより、ご本人にとって疾病が早期発見されるメリットがあるため、受益者負担は必要だと考えます。

- ②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

保健センター

40歳未満の住民を対象とした一般健康診査は、実施しています。国・県の補助金がないこと、健診委託料の財政的な負担が大きいことがあり、無料での実施は難しい。また、健診を受けることにより、ご本人にとって疾病が早期発見されるメリットがあるため、受益者負担は必要だと考えます。

9. 予防接種について

- ★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

保健センター

定期予防接種となるまでは、助成制度を設ける予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

保健センター

近隣自治体と同額の3,000円の助成となっており、増額の予定はありません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

保健センター

近隣自治体と同額の、風しんワクチン接種3,000円、MR混合ワクチン接種5,000円助成しております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

②消費税増税を中止してください。

税務課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

住民課

今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

民生課

国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

保健センター

国の動向に合わせていきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 県民の医療を守るために

① 後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えていません。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

保険医療課

要望していきたいと考えております。

② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えていません。

③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(3) 医療提供体制の充実のために

① 南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

保健センター

公立病院がない為、意見書・要望書の提出は考えていません。

② 平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えていません。

③ 補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えていません。

④ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えていません。

- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図って下さい。

保健センター

公立の病院がないため、意見書・要望書の提出は考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。

保険医療課

要望していきたいと考えております。

- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

保健センター

近隣自治体と同額の3,000円の助成となっており、増額の予定はありません。

- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

以上